

八王子市内水浸水リスクシミュレーション業務委託  
一般仕様書(概要)

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、八王子市下水道事業において、効率的かつ総合的な浸水対策の実施を図るため、特記仕様書に示す事項につき八王子市内水浸水想定区域図の策定及び浸水対策計画の基礎調査を実施することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って、委託契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)委託業務予定表 (ハ)代理人及び主任技術者通知書 (ニ)監理業務技術者届(ホ)実施計画書 (ヘ)完了届 (ト)納品書 (チ)しゅん工(完了)届兼検査願等  
なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 委託業務実績データ作成・登録

(1) 契約金額が 100 万円以上の業務において、受託者は、契約時又は完了時及び変更・訂正時に測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認(署名、押印及び電子メールアドレスの記入)を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センターに登録すること。また、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

(2) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。

- (3) 完了時登録データの提出期限は、完成後 10 日以内とする。
- (4) 業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たなかった場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- (5) (1)～(4)について、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 1.10 主任技術者及び技術者

- (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、技術士(上下水道部門(下水道)または建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋))の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(上下水道))の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的照査を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

#### 1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に委託者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、委託契約約款に定める手続きに則り、検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.14 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1.17 各種ガイドライン類の適用

各種ガイドライン類は、業務期間中の最新のものを適用することを原則とし、業務内容の追加・変更等が必要となる場合は、受託者より速やかに協議を提案する。

### 1.18 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者の協議によるものとする。

## 第2章 計画

### 2.1 一般的事項

受託者は、調査及び計画に当り、地域社会の動向、土地利用、各種雨水排水施設の整備状況、放流先の河川計画及びその他の関連計画との整合性、総合的效果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

### 2.2 業務の手順

- (1) 業務の着手時と中間時(3回)、完了時に打合せ協議を行う。
- (2) 業務は十分な協議・打合せの後施行するものとする。
- (3) 主任技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (4) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

### 2.3 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在及び内容を確認した上で収集しなければならない。

### 2.4 現地踏査

現地踏査は必要に応じて、対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

### 2.5 実測調査

実測調査は必要に応じて、調査結果が解析に正しく反映されるよう適切に行うものとする。調査に先立ち調査計画を策定し、監督員の承諾を受けなければならない。

### 2.6 解析

解析結果が計画・設計に正しく反映されるよう、使用モデル及び下水道に関する十分な知見を持って解析を行うものとする。

### 2.7 調査及び計画

受託者は、委託者より提供した資料、受託者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、流出解析モデル利活用マニュアル(公益社団法人 日本下水道新技術機構)に記載の標準業務内容並びに別紙「標準業務内容」及び特記仕様書に基づいて内水浸水想定区域図及び浸水対策計画の基礎調査資料を作成するものとする。

### 2.8 まとめと照査

受託者は、作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。また、照査した業務の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

なお、照査技術者は、少なくとも以下に示す事項について照査を行わなければならない。

- (1) 内水浸水想定区域図の基本条件の内容について

- (2) 流出解析モデルの適用方法及び解析結果の妥当性について
- (3) 作業項目における方針の確定、確認並びに作業内容について（各種マニュアル類と整合を取ること。）
- (4) 上位・関連計画との整合
- (5) 成果品の内容・妥当性について

### 第3章 提出図書

#### 3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 内水浸水想定区域図図書（流出解析モデルを活用した調査・計画図書）
  - (イ) 報告書 A4判製本 3部
  - (ロ) 内水浸水想定区域図 5部（縮尺・大きさは別途協議）
  - (ハ) 降雨別シミュレーション結果 5部（縮尺・大きさは別途協議）
- (2) 浸水対策計画基礎調査図書
  - (イ) 報告書 A4判製本 3部
- (3) その他関係図書
- (4) 打合せ議事録
- (5) 電子成果品一式

※ 電子データには、原稿データと共に、流出解析モデルデータかつこれを csv ファイルもしくは shp ファイルに変換したデータを含む。

※ なお、内水浸水想定区域図の電子成果品については、浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（国土交通省）及び浸水想定区域図データ電子化用ツール操作マニュアル（国土交通省）の最新の図書に基づいて作成することとする。

※ 成果品一式の著作権は、委託者に帰属するものとする。

### 第4章 参考図書

#### 4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）
- (2) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (3) 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）

- (9) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(国土交通省)
- (10) 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)(国土交通省)
- (11) 官民連携した浸水対策の手引き(案)(国土交通省)
- (12) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)(国土交通省)
- (13) 水位周知下水道制度に係る技術資料(案)(国土交通省)
- (14) 内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(国土交通省)
- (15) 水害ハザードマップ作成の手引き(案)(国土交通省)
- (16) 下水道管きょ等における水位等観測を推進するための手引き(案)(国土交通省)
- (17) 多摩川・浅川・大栗川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(国土交通省)
- (18) 浅川圏域、大栗川及び三澤川流域浸水予想区域図(改定)(東京都)
- (19) 浅川圏域、大栗川及び三沢川流域洪水浸水想定区域図(東京都)
- (20) 東京都豪雨対策基本方針(改定)(東京都)
- (21) 八王子市内水浸水予想区域図(八王子市)
- (22) 八王子市水循環計画(八王子市)
- (23) 八王子市の総合的な治水対策(八王子市)
- (24) 八王子市公共下水道事業計画(八王子市)
- (25) 八王子市公共下水道雨水基本計画(八王子市)
- (26) 流出解析モデル利活用マニュアル(雨水対策における流出解析モデル運用の手引き)  
(日本下水道新技術機構)